２　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第七十条の二第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び第二百四条第三項（雑損失の繰越控除）において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び第二百四条第三項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも古い年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

第二百三条の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）

第二百三条の二　法第七十条の二第一項各号（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　固定資産　法第七十条の二第一項に規定する特定非常災害（次号において「特定非常災害」という。）による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第三十八条第一項又は第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二　繰延資産　その繰延資産の額からその償却費として法第五十条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

２　法第七十条の二第四項第一号に規定する政令で定める純損失の金額は、その者のその年において生じた純損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額とする。

３　法第七十条の二第四項第二号に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、前条各号に掲げる費用の支出とする。

４　法第七十条の二第四項第三号に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

５　法第七十条の二第四項第五号に規定する政令で定める純損失の金額は、その者の同条第一項に規定する特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち、当該特定非常災害発生年において生じた法第七十条第二項各号（純損失の繰越控除）に掲げる損失の金額に達するまでの金額とする。

第二百四条第一項第一号中「の二」を「法第七十一条の二第一項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次号において同じ。）の二」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なつた」を「行つた」に、「行なう」を「行う」に、「の二」を「（法第七十条の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）又は第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、前年以前五年内）の二」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前二項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第七十一条の二第一項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第二百六条第五項（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第二百六条第五項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも古い年に生じたものとして前二項の規定による控除を行う。

第二編第一章第八節中第二百四条の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）

第二百四条の二　次条の規定は、法第七十一条の二第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次条第一項中「居住者の」とあるのは「居住者と生計を一にする」と、「する。」とあるのは「する。この場合において、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第七十一条の二第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）の特定非常災害が発生した日の現況による。」と、同条第二項中「第七十二条第一項」とあるのは「第七十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

２　法第七十一条の二第二項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第二百六条第一項第一号から第三号まで（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）に掲げる支出とする。

第二百六条に次の二項を加える。

４　その年において生じた法第七十二条第一項に規定する損失の金額のうちに法第七十一条の二第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）に規定する特定非常災害により生じた損失の金額と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の法第七十二条第一項に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、当該特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとする。

５　前項の場合において、雑損失の金額のうちに特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときは、法第七十二条第一項の規定による控除については、他の雑損失金額から順次控除する。

第二百十七条第二号中「及び日本赤十字社」を「、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構」に改める。

第二百十八条第一項中「第二項（」を「第三項（」に、「同条第二項」を「法第百九十四条第二項、第百九十五条第二項又は第二百三条の六第二項」に、「同条第一項」を「法第百九十四条第一項、第百九十五条第一項又は第二百三条の六第一項」に改める。

第二百六十二条第三項ただし書及び第四項ただし書中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に、「第百九十五条第四項」を「第百九十五条第五項」に改める。

第二百六十六条の二第十項中「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十六項及び第十七項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「次条第三項及び第四項」を「次条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項中「（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）」を削り、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用を受けようとする個人が担保を供する場合の手続については、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第十六条（担保の提供手続）に定める手続によるほか、法第百三十七条の二第十一項第二号に規定する非上場株式等（以下この項、次項及び次条において「非上場株式等」という。）を担保として供する場合には、当該個人が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該税務署長に提出する方法によるものとする。

２　税務署長は、前項の規定により非上場株式等が担保として供されている場合において、当該担保を解除したときは、当該個人が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該個人に返還しなければならない。

第二百六十六条の三第十九項中「第十三項及び第十四項」を「第十六項及び第十七項」に、「第十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第三項及び第四項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「前条第四項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項第二号中「第十二項」を「第